

日野市清流保全-湧水・地下水の回復と河川・用水の保全-に関する条例等の改正(素案)に向けたパブリックコメント結果報告  
(意見の概要と市の考え方、条例案への反映方針)

【パブリックコメント】

実施期間: 令和3年(2021年)4月1日(木曜)～令和3年(2021年)4月30日(金曜)

周知方法: 市ホームページ及び広報ひの

閲覧場所: 市ホームページ、七生支所、豊田駅連絡所、市内図書館、市政図書室、  
緑と清流課窓口

※その他、「日野市パブリックコメント手続実施要綱」により実施

パブリックコメント募集結果

意見等件数5件・提案者数2名

1. 条例(素案)への意見

項番	素案該当項目 《該当ページ》	意見及びその概要	市の考え方	条例案への反映について
1	3	①湧水等保全審議会の設置について 一定規模以上の大規模開発事業については、有識者による審議会を設置することとしていますが、規模に満たない開発事業であっても、内容によっては審議会の意見を聞く必要が生じる可能性があります。「できる」規定とするのであれば、規模要件は設けない方が望ましいと考えます。	一定規模以上の大規模開発事業については、地下水へ与える影響も大きくなると考えられることから審議会において専門家の意見を交えた管理基準項目を定めていく事を原則と考えています。しかしながら大規模開発事業の要件に該当したとしても、例えば低層の建築等地下水に影響を及ぼすおそれがない事業も想定し「できる」規定としております。	市の考え方は左記のとおりとなりますので、ご意見として受け止めさせていただきます、条例素案の変更等はいりません。
2	2	②調査内容について 事業者等が行う調査内容として「事業区域の地質、地下水位、湧水量等」を例示していますが、生物の生息環境としての湧水地の保全という観点もあるので、「生物の生息状況の確認」も追記していただきたいです。 もし追記いただくことが困難な場合でも、運用の中で管理基準に含めるようにするなどの対応が必要と考えます。	調査内容として事業区域の地質、地下水位、湧水量等を例示しておりますが、現地の状況により必要な資料・調査といった内容は追加等は想定されます。管理基準項目に含めるかどうかといった判断は、審議会における審議結果なども踏まえて設定されるものと考えております。	市の考え方は左記のとおりとなりますので、ご意見として受け止めさせていただきます、条例素案の変更等はいりません。
3	2	③調査について 現在の条文では事業者等は調査をいつ行うのかが不明瞭と感じました。例えば工事前、工事中、工事後に調査を行うと想定したときに、事前協議は工事前調査の前なのか後なのか、そもそも調査は工事の前中後に行われるものなのか、といったところが分かるように記載いただければと思います。 また、事業者等が行うこうした調査は、必ずしも適切に行われ、自己評価がされるとは限りません。調査手法が不適当なまま工事前調査を行っていたり、事前協議とは異なる調査時期であったり・・・といったケースを想定し、審議会の意見を聴くなどした上で、市役所が再調査を命令することができるよう規定していただきたいです。	事業者との事前協議の際に、湧水及び地下水に影響を及ぼす影響の少ない基礎工法、事業区域の地質、地下水位、湧水量等についての調査を求めてまいります。その後、事業者と協定を結び事業の開始につながってまいります。この協定の中で、杭工事前後や杭工事中のモニタリング調査回数や方法などを定めてまいります。 また、協定で結んだモニタリング調査については報告を義務付けてまいります。また、市としても現地立会い及び調査内容に関しては確認をしてまいります。万が一、工事中に異常が発生した際には中断し、原因究明に努めてまいるとともに調査委内容の再検討は行ってまいります。	市の考え方は左記のとおりとなりますので、ご意見として受け止めさせていただきます、条例素案の変更等はいりません。
4	2	④説明会について 「湧水及び地下水に影響を与えるおそれがある区域の住民に対し」とありますが、湧水地の水や緑の存在は、日野市民全員が恩恵を受けるものです。近隣住民以外の市民についても説明会への参加を希望する場合には参加できるよう(事業者等がこの条文を根拠に近隣住民以外の市民を排除することがないよう)、運用していただきたいです。	ご指摘の通り、湧水地の水や緑の存在は、日野市民全員が恩恵を受けるものだと考えます。 いただいたご意見のとおり、この文言をもって近隣以外の住民が排除されることのないよう運用してまいります。	市の考え方は左記のとおりとなりますので、ご意見として受け止めさせていただきます、条例素案の変更等はいりません。
5	全体	市の改正案は、開発の実施前や過程等でのチェック機能を働かせる対策案を言っていますが、私の考えは、地下の中身というのは、非常に難しい部分があり、また、地下水という水の流れは、複雑であることから、そのような周囲の地下を弄ることや保全地域に大規模な建物等が乱立するようなことは、条例の保全の趣旨に反する行為になると考えます。 また、市の案にある事前協議や保全審議会等を行えば、100%保全することになるのでしょうか？もし、開発完了後に問題が出ることも考えられることでその時に100%の改善を事業者にも求めても、改善できない場合、どうするのでしょうか？ 最善を尽くしたからしょうがないでは、保全にならないし、その責任はどう考えるのでしょうか？	湧水、地下水に影響のある範囲は市街化区域かつ第1種低層住居専用地域が大半であり、基礎工事における湧水や地下水に影響を与えることは想定されず、一律に「建築させない」と条例等で明記する事は過度な土地利用の制限として財産権の問題も発生する可能性があるため、難しい課題であると考えています。 その中でも、周辺に与える影響が大きいと判断される事業や内容については清流保全条例の対象として協議を行っていく必要があると認識しており、今回の清流保全条例やまちづくり条例の改定により、チェック機能の強化と手続きの厳格化を規定することで、未然に防ぐ対策を講じることをあらかじめ取り決めることを想定しており、一歩踏み込んだ内容となっていると考えています。	市の考え方は左記のとおりとなりますので、ご意見として受け止めさせていただきます、条例素案の変更等はいりません。